## 通所リハビリテーションサービス料金表

(令和4年10月1日改定)

## <通常規模型通所リハビリテーション費>※日額・1割

		介護度	時間帯	サービス費	食事費	合計
	基	要介護1	6~7時間	710	500	1,210
		要介護2		844		1,344
	本料	要介護3		974		1,474
	金	要介護4		1,129		1,629
		要介護5		1,281		1,781

	介護度	時間帯	サービス費	食事費	合計
	要介護1	2~3時間	380	500	880
基	要介護2		436		936
本料	要介護3		494		994
金	要介護4		551		1,051
	要介護5		608		1,108

## <加算料金:加算料金は、該当される方のみ対象となります>

	加算項目	金額(1割)	加算算定に当たっての根拠,または要件等
加算料金	入浴介助加算(I)	40円/日	入浴介助を行った場合
	入浴介助加算(Ⅱ)	60円/日	医師等が入浴計画を作成し、計画に沿って入浴介助を行った場合
		(開始月から	利用開始後1ヶ月の間に居宅を訪問しリハビリテーションの計画書を策定 1ヶ月に1回以上のリハビリテーション会議を行いリハビリテーションの計画書を策定し医師が利用 者または家族へ説明し同意をえること
	リハビリテーションマネジメント加算(B)イ	(開始月から	新規利用の場合には利用開始後1ヶ月の間に居宅を訪問しリハビリテーションの計画書を策定。 3ヶ月に1回以上のリハビリテーション会議を行いリハビリテーションの計画書を策定し医師が利用 者または家族へ説明し同意をえること
	生活行為向上リハビリテーション実施加算	(開始月から	社会参加などの生活行為の内容を充実を図るため、目標及びリハビリテーションの実施頻度、実施場所及び実施時間等が記載された生活行為向上リハビリテーション実施計画書を作成すること。当該リハビリテーションの終了前1ヶ月以内にリハビリテーション会議を開催しリハビリテーションの目標の達成状況及び実施結果を報告すること
	認知症短期集中リハビリテーション実施 加算(I)	240円/日 (開始月から 3ヶ月以内)	
	認知症短期集中リハビリテーション 実施加算(Ⅱ)	1920円/月 (開始月から 3ヶ月以内)	月4回以上利用の場合 施設基準に適合する通所リハビリテーション事業所において認知症であり、かつリハビリテーション によって生活能力の改善が見込まれると医師が判断した者に対して医師又は医師の指示を受け た理学療法士、作業療法士、言語聴覚士が集中的なリハビリテーションを行った場合
	短期集中個別リハビリテーション 実施加算	110円/日	退院(所)後又は認定日から起算して3ヶ月以内にリハビリテーションを提供した場合
	口腔機能向上加算(I) (月2回を限度)	150円/回	口腔清掃の指導・実施又は摂食・嚥下機能に関する訓練の指導・実施した場合算定 1ヶ月に2回を限度。
	事業所が送迎を行わない場合 (片道につき)	-47円/回	居宅と指定通所リハビリテーション事業所との間の送迎を行わなかった場合
	介護職員処遇改善加算(I)	個人別	所定単位数にサービス加算率(4.7%)を乗じた単位数 (所定単位数:介護基本サービス費に各種加算を加えた総単位数)
	リハビリテーション提供体制加算	24円/日	利用者25名につき1名の理学療法士、作業療法士、言語聴覚士が配置の場合
	サービス提供体制強化加算(I)	22円/日	介護職員のうち、介護福祉士の割合が70%以上/勤続10年以上の介護福祉士25%以上配置の 場合
	介護職員等特定処遇改善加算(I)	個人別	所定単位数にサービス加算率(2.0%)を乗じた単位数 (所定単位数:介護基本サービス費に各種加算を加えた総単位数)
	介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)	個人別	所定単位数にサービス加算率(1.7%)を乗じた単位数 (所定単位数:介護基本サービス費に各種加算を加えた総単位数)
	介護職員等ベースアップ等支援加算	個人別	所定単位数にサービス加算率(1.0%)を乗じた単位数 (所定単位数:介護基本サービス費に各種加算を加えた総単位数)

## <その他利用料金>

	項目	料金	備考
1	日用品費	100円/目	タオル、入浴用品等
2	その他	実費	排泄用品・口腔ケア

<sup>※</sup>介護保険負担割合証に応じて割合が変更になる場合があります。